

厚真町起業化支援事業補助金 Q & A

1 補助対象者について

Q 1－1	既に開業（開業届提出済、法人設立登記済）しているが、今回の補助金の交付対象者となるのか。
Q 1－2	農業者が6次産業化で起業化する場合は該当するのか。農業者が会社を起こす場合や、個人経営から法人化へ移行する場合は、該当するのか。
Q 1－3	既存の法人が子会社を設立する場合は、該当するのか。
Q 1－4	現在、畜産農業（小分類O12）の酪農業（細分類O121）を営む者が、農業サービス業（園芸サービス業を除く）（小分類O13）の穀作サービス業（細分類O131）を行う場合は、小分類を異にするが、補助金の交付対象者になるのか。
Q 1－5	実家は製造業（O91畜産食料品製造業）を営んでいて、自分は札幌で学生をしている。自分が実家の会社を継ぐ場合は、この補助金の対象者になれるのか。
Q 1－6	東京でIT系の会社で勤務している。その会社を辞めて、町内でデザイン会社を一人で始めたいと考えているが、一人でもこの補助金に応募はできるのか。
Q 1－7	NPO法人は対象となるのか。
Q 1－8	法人の役員等の等とはどのような者か。
Q 1－9	年齢制限はあるのか。
Q 1－10	現在、町内で建設業を営んでいる。新規事業として飲食店を開始したいと考えているが対象となるのか。

2 補助対象期間について

Q 2－1	事業化支援事業等の手続き等は、どのようになるのか。
-------	---------------------------

3 補助対象経費について

Q 3－1	平成31年4月1日の会社設立のために要した書類作成料等の経費（平成31年3月と5月に支払済み）は、補助対象経費となるのか。
Q 3－2	平成31年3月1日に設備を発注し、平成31年4月1から営業を開始し、代金は3月31日に支払済み。この場合の設備代金は補助対象経費になるのか。
Q 3－3	平成31年3月1日に設備を発注し、平成31年4月1から営業を開始。4月1日に代金は支払済み。設備代金（備品費）は補助対象経費になるのか。
Q 3－4	事務所と家庭で使う電気代の区別がつかないが対象となるのか。
Q 3－5	店舗兼住宅の建設を行った際の建築費用の分け方は、どのようにしたらよいのか。
Q 3－6	年度を超えて原材料を使用してよいのか。
Q 3－7	イベント時にアルバイトを雇用したが、補助対象経費として認められるのか。
Q 3－8	旅費（委員旅費、専門家旅費、職員旅費）について、ビジネスクラス、グリーン車等の特別に付加された料金は対象となるのか。

Q 3－9	出張先で車のガソリンを給油した場合は対象になるのか。
Q 3－10	店舗の建築費用として、銀行から2,000万円を借り入れて、月々5万円を返済している。この場合の支払は、新規開業支援事業では、補助対象経費外ということか。
Q 3－11	札幌の商談会に行った際に、1泊1万5千円のホテルに宿泊したが、対象となるのか。
Q 3－12	新規開業支援事業と事業化支援事業の補助対象経費の違いはなにか。
Q 3－13	パソコンやカメラ、車両等の様な転売や私用での活用が可能な備品も補助対象となるのか？
Q 3－14	中古の機械等の購入費用は補助対象となるのか。
Q 3－15	家族が経営する会社から施設や設備を借りる際の賃借料等や購入する際の施設及び備品購入費は対象となるのか。

4 補助率・補助限度額について

Q 4－1	補助率は補助対象経費の1／2以内で補助限度が200万円以内とは、どのようなことか。
-------	---

5 書類の記載等について

Q 5－1	今年度、起業の日から3年目を迎える者は、厚真町起業化支援事業認定申請書（第1号様式）の補助金申請希望額の記載はどのようになるのか。
Q 5－2	決算書は、いつ時点のものを添付するのか。
Q 5－3	事業計画書に記載する日本標準産業分類の小分類は、どこで確認できるのか。

6 その他

Q 6－1	交付要綱第2条第2号の起業の日の「客観的に事業に着手していると認められる日」とは、どのような日なのか。
Q 6－2	実施検査時には、どのような書類を揃えればよいのか。
Q 6－3	厚真町起業化支援事業認定申請書を提出したものは、必ず認定され、採択されるのか。
Q 6－4	実績報告書の提出前に補助金を受給（概算払い）することはできるのか。
Q 6－5	厚真町技術産業等の誘致に関する条例との関係は、あるのか。
Q 6－6	週に1回又は月1回の営業日でもよいのか。
Q 6－7	フランチャイズチェーン店を経営しようと考えているが、対象になるのか。
Q 6－8	町内において、一旦閉じていた店舗が再開し、新規事業を行う場合（代表者は同じ）は補助の対象となるのか。
Q 6－9	店舗の新・改築等に伴い、仮店舗として利用する場合は、補助の対象となるのか。
Q 6－10	厚真町起業化支援事業認定申請書の事業計画を作成する際の相談機関等はあるか。
Q 6－11	現在、住んでいる市では「税について滞納のない証明書」という証明書はないが、納税証明書でもよいのか。
Q 6－12	新規開業支援事業が終了した後、引き続き、事業化支援事業の申請ができるのか。
Q 6－13	どの区域にある空き店舗が対象となるのか。

Q 6-14	公募要領3の応募者の要件「常時使用する従業員数」とは、どのような意味か。
--------	--------------------------------------

1 補助対象者について

Q 1－1：既に開業（開業届提出済、法人設立登記済）しているが、今回の補助金の交付対象者となるのか。

A 1－1：補助事業の対象者となるものは、補助事業の年内において町内において起業を予定しているもの又は認定申請書を提出する日の2年前の日の属する年の1月1日以降に町内において起業をしている者（事業化支援事業として、翌年の執行が認められた場合、起業から起算して交付申請書を提出するまでの間が3年を経過していないもの）としており、その期間内であれば対象となります。ただし、地域おこし協力隊については、開業しているか否かに関わらず任期終了年度以降に対象者となります。

Q 1－2：農業者が6次産業化で起業化する場合は該当するのか。農業者が会社を起こす場合や、個人経営から法人化へ移行する場合は、該当するのか。

A 1－2：厚真町内に事業拠点を設け、新規に事業を開始し、製品の製造及びサービス等を提供する事業等で、6次産業化に取り組む場合に必要な加工機械の導入や販売施設の整備等も該当します。

農家レストランや直売所等については、専用の施設にて専従者がいる場合には該当します。

Q 1－3：既存の法人が子会社を設立する場合は、該当するのか。

A 1－3：親会社が子会社の株式の50%超を取得している場合は、親子一体のものとして扱い該当しません。

Q 1－4：現在、畜産農業（小分類012）の酪農業（細分類0121）を営む者が、農業サービス業（園芸サービス業を除く）（小分類013）の穀作サービス業（細分類0131）を行う場合は、小分類を異にするが、補助金の交付対象者になるのか。

A 1－4：厚真町起業化支援事業公募要領の2により、これから「日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪および木炭の製造以外の林業、漁業、金融・保険業、学校教育、公務及びこれに類する事業など」をしようとする方は、補助金の交付対象者になれません。

Q 1－5：実家は製造業（091畜産食料品製造業）を営んでいて、自分は札幌で学生をしている。自分が実家の会社を継ぐ場合は、この補助金の対象者になれるのか。

A 1－5：実家の会社を継ぐ場合は、本事業の対象者に該当しません。新たに事業を開始するか、新たに会社を設立し、自ら事業を開始する必要があります。

Q 1－6：東京でIT系の会社で勤務している。その会社を辞めて、町内でデザイン会社を一人で始めたいと考えているが、一人でもこの補助金に応募はできるのか。

A 1－6：応募者及び補助金の交付対象者の要件に該当し、対象の事業を行うのであれば、労働者を雇用せずに一人で事業を行う方も対象です。

Q 1－7：NPO法人は対象となるのか。

A 1－7：NPO（特定非営利活動法人）は、対象となりません。

Q 1－8：交付要綱第3条第2項の「法人の役員等」の等とはどのような者か。

A 1－8：相談役、顧問その他これらに類する方でその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる方です。

Q 1－9：年齢制限はあるのか。

A 1－9：年齢による応募の制限はありません。なお、平成25年6月21日に公布された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）を受け、女性や青年に対しては一定の配慮を行います。

Q 1－10：現在、町内で建設業を営んでいる。新規事業として飲食店を開始したいと考えているが対象となるのか。

A 1－10：親会社が子会社の株式の50%超を取得している場合は、親子一体のものとして扱い事業拡大となるため対象となりません。ただし、Q 1－3 同様の場合や、資本金を個人で出資する場合、同一の代表者でも1回までなら該当します。また、地域おこし協力隊は、任期終了年度又はその翌年度に限り対象となります。

2 補助対象期間について

Q 2－1：事業化支援事業等の手続きは、どのようになるのか。

A 2－1：適切に事業が完了した場合は、継続事業として翌年度の事業を認定したものとして、厚真町起業化支援事業認定申請書の提出を行わず、補助金等交付申請書の提出を行うことができます。ただし、この場合の交付申請のできる方は、起業した日から起算して、交付申請書を提出するまでの間が3年を経過していない方です。また、補助金の交付対象期間の終期は、起業した日から3年後の応当日の前日までです。

注：事業化支援事業は複数年度の事業が可能ですが、新規開業支援事業は単年度限りです。ただし、事業の決定は、各年度ごとに行います。（事業の進捗状況によっては、交付決定を行わないこともあります。）

< 起業の日が平成30年11月1日、申請書提出日平成31年4月1日の場合 >					
起業日					
H30.11.1	H31.1.1	H31.4.1	H32.3.31	H33.3.31	H33.10.31
補助対象外	新規・事業化支援事業 補助対象 (認定申請要) (交付申請要)	事業化支援事業 補助対象 (認定申請不要) (交付申請要)	事業化支援事業 補助対象 (認定申請不要) (交付申請要)	平成33年度 ※平成33年 11月1日以降 補助対象外	

3 拠助対象経費について

Q 3－1：平成31年4月1日の会社設立のために要した書類作成料等の経費（平成31年3月と5月に支払済み）は、拠助対象経費となるのか。

A 3－1：起業時における開業経費等に係る経費が拠助対象ですが、要領により認定された日（事業認定日）以降の経費を対象経費とするため、認定審査会で先に事業認定されないと拠助対象経費として認められません。

Q 3－2：平成31年3月1日に設備を発注し、平成31年4月1から営業を開始し、代金は3月31日に支払済み。この場合の設備代金は拠助対象経費となるのか。

A 3－2：拠助対象となります。ただし、拠助対象経費とする場合は、認定審査会により事業認定されている必要があります。

Q 3－3：平成31年4月1日に設備を発注し、平成31年5月1から営業を開始。6月1日に代金は支払済み。設備代金（備品費）は拠助対象経費となるのか。

A 3－3：拠助対象となります。ただし、拠助対象経費とする場合は、認定審査会により事業認定されている必要があります。

Q 3－4：事務所と家庭で使う電気代の区別がつかないが対象となるのか。

A 3－4：事業に要する経費と自己経費との区別ができないものは、拠助対象外です。
事業所（事務所）用と家庭用の支払が分けて確認できるものに限ります。
切手（通信運搬費）や封筒（消耗品費）などを購入する際は、送付先（配布先）リスト等で、確認できるようにしてください。事業所（事務所）の光熱水費、家賃も拠助対象経費です。

Q 3－5：店舗兼住宅の建設を行った際の建築費用の分け方は、どのようにしたらよいのか。

A 3－5：床面積の面積按分により拠助対象経費を算出してください。

Q 3－6：年度を超えて原材料を使用してよいのか。

A 3－6：拠助事業年度内に購入した原材料が使いきれずに在庫となった場合は、その分は拠助対象外です。拠助事業で使用する原材料については、その種別毎に受払簿を作成し、受払年月日、数量を記録してください。

Q 3－7：イベント時にアルバイトを雇用したが、拠助対象経費として認められるのか。

A 3－7：イベントで臨時採用するアルバイトは拠助対象として認めます。役務費（雑役務費）としてください。雇用関係が発生する、長期で雇用するようなアルバイトの場合は、対象外経費です。

Q 3－8：旅費（委員旅費、専門家旅費、職員旅費）について、ビジネスクラス、グリーン車等の特別に付加された料金は対象となるのか。

A 3－8：付加された料金は対象外となります。
旅費を拠助対象経費とする場合は、日時、相手方、内容、写真、会議資料などを報告書等で残してください。関係書類と併せて検査時に確認します。

Q 3－9：出張先で車のガソリンを給油した場合は対象になるのか。

A 3－9：車の運行簿やガソリンの給油時の領収書、出張先の相手方、時間、内容など、本事業で使用したこと（自己の使用ではないこと）が証明できる書類が揃っている場合は対象とします。鉄道、飛行機等を使用した場合も同様の書類を作成してください。

Q 3－10：店舗の建築費用として、銀行から2,000万円を借り入れて、月々5万円を返済している。

この場合の支払は、新規開業支援事業では、補助対象経費外ということか。

A 3－10：「新規開業支援事業」では対象外経費となります、安定的な事業継続を図るために行う事業の「事業化支援事業」では、月々の返済額が補助対象経費になります。

Q 3－11：札幌の商談会に行った際に、1泊1万5千円のホテルに宿泊したが、対象となるのか。

A 3－11：宿泊料、車賃等については、厚真町職員旅費支給条例に準じてください。

Q 3－12：新規開業支援事業と事業化支援事業の補助対象経費の違いはなにか。

A 3－12：新規開業支援事業は、建物の建築・改修、設備の設置をするために必要な経費（インシャルコスト）に対して、事業化支援事業は、日常維持管理に必要な経費（ランニングコスト）が対象です。また、新規開業支援事業は、単年度のみの申請に対し、事業化支援事業は最長3カ年度での執行が可能です。ただし、事業の決定は、各年度ごとに行います。

Q 3－13：パソコンやカメラ、車両等の様な転売や私用での活用が可能な備品も補助対象となるのか？

A 3－13：業務上必要不可欠と認められれば対象となります。但し、備品の償却期間中は転売を認めません。また、町長が要求する場合、償却期間中は備品の状況を報告する必要があります。

Q 3－14：中古の機械等の購入費用は補助対象となるのか。

A 3－14：対象となります。ただし、残っている減価償却期間中は機械等の処分を行ってはいけません。なお、購入時に残っている減価償却期間が、新品の機械等と比べて半分未満の場合は、残りの償却期間に関わらず新品の償却期間の半分の期間、機械等を処分してはいけません。

例：償却期間10年の機械の場合

- ・1～5年間使用された中古機械を購入⇒残りの9～5年間は処分を行ってはいけません。
- ・6年以上使用された中古機械を購入⇒新品の償却期間の半分の5年間は処分を行ってはいけません。

Q 3－15：家族が経営する会社から施設や設備を借りる際の賃借料等や購入する際の施設及び備品購入費は対象となるのか。

A 3－15：3親等以内の家族又は同一家計の家族及びその家族が経営にかかる法人が所有している施設や備品等の賃借料や購入費等は対象となりません。

4 補助率・補助限度額について

Q 4－1：補助率は補助対象経費の1／2以内で補助限度が200万円以内とは、どのようなことか。

A 4－1：補助対象経費が8,000万円の場合、1／2以内は4,000万円となるが、補助限度額が定められているため、200万円以内の申請になるということです。

5 書類の記載等について

Q 5－1：今年度、起業の日から3年目を迎える者は、厚真町起業化支援事業認定申請書（第1号様式）の補助金申請希望額の記載はどのようになるのか。

A 5－1：今年度に起業の日から3年目を迎える方は、2年度目及び3年度目の記載はできませんので、初年度のみ記載してください。

Q 5－2：決算書は、いつ時点のものを添付するのか。

A 5－2：起業後に税務署へ提出した決算書の写しを添付してください。決算時期を迎えていない場合、これから起業する場合などで、決算書が添付できない場合は不要です。

Q 5－3：事業計画書に記載する日本標準産業分類の小分類は、どこで確認できるのか。

A 5－3：総務省統計局・政策統括官（統計基準担当）のホームページ等で確認ができます。

6 その他

Q 6－1：交付要綱第2条第2号の起業の日の「客観的に事業に着手していると認められる日」とは、どのような日なのか。

A 6－1：根切り工事や基礎杭打ち工事の着手した日、工事請負契約を締結した日、備品を発注した日などです。

Q 6－2：実施検査時には、どのような書類を揃えればよいのか。

A 6－2：契約書、発注書、請書、依頼書、申込書、仕様書、見積書、納品書、請求書、領収書（銀行振込依頼書（控））、受払簿（使用簿）、帳簿、小切手帳の控、備品の写真等を支出に伴う証拠書類として備え、整理・保存してください。補助事業に係る経理（帳簿、支払い）は、補助事業以外の経費と分けてください。補助対象経費の基準を満たしていても、証拠書類等がない場合は、補助金を支払うことができないので、注意してください。

Q 6－3：厚真町起業化支援事業認定申請書を出したものは、必ず認定され、採択されるのか。

A 6－3：審査委員会において、応募者からのヒアリングを行い、その結果を受けて町長が決定します。事業計画の内容によっては、不採択の場合（該当者なし）、補助金申請希望額の減額、附帯意見付きの採択となる場合があります。

Q 6－4：実績報告書の提出前に補助金を受給（概算払い）することはできるのか。

A 6－4：補助金等は、補助事業等の終了後に交付します。ただし、補助事業等の性質上その事業の終了前に交付する必要があると認めたときは、一括又は分割により概算払をすることができます。

Q 6－5：厚真町技術産業等の誘致に関する条例との関係は、あるのか。

A 6－5：厚真町技術産業等の誘致に関する条例の目的は、先端的な技術を用いて製品を製造する工場や試験研究施設などを新設（増設）する方に対し優遇措置を講ずることに

よって、知識集約度の高い産業（研究開発、デザイン、専門的判断など高い知的活動が生産に重要な役割を果たす産業）の進出と地場資源の有効活用の促進等を目的としています。個人や中小企業者の起業に向けた取組等を支援する本制度の目的とは異なります。

Q 6－6：週に1回又は月1回の営業日でもよいのか。

A 6－6：旅行、怪我、病気などの特別な理由がない限り、営業日数が週1日以上ない場合は、営業を休止したものとみなし、補助金の返還を求める場合があります。

Q 6－7：フランチャイズチェーン店を経営しようと考えているが、対象になるのか。

A 6－7：公募要領の応募者や交付要綱の交付対象者の要件を満たす場合は対象となります。ただし、必要性、優位性、波及効果等については、審査において判断することとなりますので、事業計画書の「事業の必要性等（審査の評価項目）」に記載してください。

Q 6－8：町内において、一旦閉じていた店舗が再開し、新規事業を行う場合（代表者は同じ）は補助の対象となるのか。

A 6－8：過去に厚真町内に事業拠点を設け、事業を行っている場合は対象となりません。

Q 6－9：店舗の新・改築等に伴い、仮店舗として利用する場合は、補助の対象となるのか。

A 6－9：補助対象外となります。

Q 6－10：厚真町起業化支援事業認定申請書の事業計画を作成する際の相談機関等はあるか。

A 6－10：(公財)北海道中小企業総合支援センターや(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部では、中小企業診断士等のスタッフが、ビジネスプランの作成や会社設立の形態や手続きなどについて、無料でアドバイスを行っています。補助金の応募要件とはなっていませんが、本事業を応募するにあたり、上記機関等から資金計画やビジネスプランなどについての評価を受けておくことをお勧めします。

Q 6－11：現在、住んでいる市では「税について滞納のない証明書」という証明書はないが、納税証明書でもよいのか。

A 6－11：納税証明書でも結構です。また、法人が本事業を申請する場合は、法人として税の滞納のない証明書を提出してください。発行できない理由がある場合は、代表者個人の税について滞納のない証明書を提出してください。

Q 6－12：新規開業支援事業が終了した後、引き続き、事業化支援事業の申請ができるのか。

A 6－12：申請できます。新規開発支援事業にかかった経費が補助限度額（200万）に達しなかった場合、事業化支援事業の補助金とする事ができます。上限に達しなかった部分に関して事業化支援事業として交付申請を提出してください。

Q 6－13：どの区域にある空き店舗が対象となるのか。

A 6－13：町長が別に定める区域については、役場産業経済課まで、お問い合わせください。地域経済の活性化や商店街の活性化の観点から、小売業及びサービス業等の店舗が主体となって形成している商店街区で、町長が別に定める区域となります。空き店舗の活用を検討されている場合は、都市計画法などの関係法令や許認可・届出等を確認し、建物所有者等の了解を得てから申請を行ってください。

Q 6-14：公募要領3の応募者の要件「常時使用する従業員数」とは、どのような意味か。

A 6-14：常時使用する従業員数には、役員や臨時のアルバイト等の従業員は含みませんが、
契約社員やパートタイマー、14日を超えて使用されている試用期間中の従業員など、
労働基準法第21条において解雇予告が必要とされている者は常時使用する従業員数
に含みます。また、複数の事業所を有する場合には、従業員数の合計とします。